



平成30年2月8日

各 位

会社名 株式会社デジタルアドベンチャー  
代表者名 代表取締役社長 崔 官鎔  
(JASDAQ・コード 4772)  
問合せ先 管理本部長 大山 智子  
TEL 03-6809-6118

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を平成30年3月23日開催予定の当社第47回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

株主総会ならびに取締役会をより柔軟に運営できるよう、招集権者および議長を現行の取締役社長から変更するため、現行定款第14条および第23条を変更するものです。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

#### 3. 日程

- ・定款変更のための株主総会開催日 平成30年3月23日 (予定)
- ・定款変更の効力発生日 平成30年3月23日 (予定)

以上